

## I. 反対尋問

1. 検察レジュメ 1 頁 17 行目において、対価関係がある限りは必ず賄賂となるとしているが、対価関係にあるかの判断は具体的にはどのような基準に基づいて行うのか。
2. 検察レジュメ 2 頁 30 行目において、当罰的な場合が多いことから妥当である旨のべているが、当該事案が当罰的でない場合にも、類型的に当罰的な場合が多い以上は賄賂と認めてよいと考えているのか。

## II. 学説の検討

### 10 A 説(一律肯定説)

「賄賂」の語義から、その意味は不公正な職務行為の誘因となるような利益と実質的に解すべきであり、その定義からすると社交儀礼の範囲内にある贈答は賄賂性が否定されるのが通常と考えられる。<sup>1</sup>また、仮に職務の公正を疑わせることが絶無といえずとも、その程度が弱く、社交儀礼の見地から合理性が認められるときは違法性、少なくとも可罰的違法性を阻却し、その意味で「賄賂」と呼ぶのはふさわしくないと考えられる。<sup>2</sup>

よって弁護側はこの説を採用しない。

### B 説(個別化説)

20 おおよそ上記の理由による。職務の遂行を左右するものでない以上、賄賂性を否定すべきである。<sup>3</sup>

よって弁護側はこの説を採用する。<sup>4</sup>

## III. 本問の検討

1. 甲が B から贈答用小切手額面 5000 円を受け取った行為につき単純収賄罪(刑法 197 条 1 項前段)は成立するか。

単純収賄罪は①公務員が、②職務に関し、③賄賂を収受し又はその要求若しくは約束をしたときに成立する。

2. 甲は国立只木大学教育学部附属中学校教諭であったため、「公務員」に該当しないようにも思われる。しかし国立大学法人法 19 条によると、「国立大学法人の役員及び職員」は刑法上「公務に従事する職員」とみなされる。

本件において甲は国立大学法人の職員であることから、「公務員」に該当する(①充足)。

単純収賄罪を含めた賄賂罪の保護法益は、公務員の職務の公正とそれに対する社会一般

---

<sup>1</sup> 松原芳博著『刑法各論』(日本評論社.2016) 602 頁、604 頁

<sup>2</sup> 斎藤信治著『刑法各論 [第 4 版]』(有斐閣.2014) 302 頁

<sup>3</sup> 中森喜彦著『刑法各論 [第 4 版]』(有斐閣.2015) 309 頁

の信頼である。そのため「職務」には、職務行為そのものだけでなく職務と密接な関係を有する行為も含まれる。

本件において甲は贈答用小切手額面 5000 円を、平成 30 年 4 月下旬という新学期が始まって間もない時期に、自身が新たに生徒 A の学級を担当することとなったために、A の母

5 である B から受け取っていることから、「職務に関し」てなされたものといえる(②充足)。

3. では「賄賂」を「收受」したといえるか。

(1) 「賄賂」とは公務員がその職務に関して受ける、不公正な職務行為を誘発する利益をいい、賄賂の対象となりうる利益は有形・無形を問わず、人の需要・欲望を満たす一切の利益を含むとされている。

10 もっともここで、中元や歳暮のような社会的儀礼に過ぎない場合にも公務員がその職務に関して受ける不正な利益として「賄賂」にあたるか問題となる。

(2) この点、弁護側がとる B 説は、社会的慣習ないし儀礼の範囲内にあるものは職務行為と対価関係にあったとしても社会的に是認されることから賄賂にはあたらないとする。

本件において、甲が B から受け取ったのは額面 5000 円の小切手であり、甲の月収が 20

15 万円であることに鑑みればそれほど高額な贈与ではない。また、贈与の時期は甲が学級担任になった直後であり、父兄から慣行的社会儀礼として行われたものと考えられ、儀礼的な挨拶の程度を超えて教育指導について他の生徒に対するよりも更なる配慮・便益を期待するものとはいえない。そうだとすれば B の上記行為はあくまで儀礼の範囲にあるものと評価でき、社会的に認容されるべきである。

20 (3) よって B が甲に贈与した小切手は「賄賂」にはあたらない。

4. 以上より甲の上記行為に単純収賄罪は成立しない。

#### IV. 結論

甲の本件行為には何ら犯罪が成立せず、甲は罪責を負わない。

25

以上